平成２３年（フ）第１３６２号
京都市上京区中立売通千本東入田丸町375番地２　キャピタルハイツ101号
債務者　奥野　園子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６３号
京都市南区久世築山町310番地15
債務者　土田　佳子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６６号
京都市伏見区深草堀田町10番地１　ローズマンション藤の森Ｂ棟209号
債務者　野口　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８７号
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町78番地　四条大宮シャトー朝日608号、住民票上の住所京都市下京区綾小路通東洞院東入神明町241番地　オパス四条405
債務者　岩佐　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０５号
京都市東山区大和大路通正面下る大和大路１丁目534番地
債務者　岡田　龍一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
広島県呉市川尻町森３丁目６番85号、申立時の住所広島県呉市下蒲刈町下島3438番地の９
債務者　松浦　　進
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５１号
広島県呉市溝路町６番15号
債務者　土井　千文
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５３号
広島県呉市南辰川町１番１号
債務者　森内　芳明
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５４号
広島県呉市南辰川町１番１号
債務者　森内さゆり
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３６６号
大分市大字松岡1688番地
債務者　安部　福夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５８号
宮崎市下北方町塚原5833番地４　ルーエ平和台101号
債務者　矢上恵美子（旧姓根井）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２９号
青森市大字新城字山田677番地825
債務者　北田　晴輝
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
群馬県太田市藤阿久町910―３　クレセント太田501、住民票上の住所群馬県桐生市境野町５丁目352番地の７
債務者　平塚　　直
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２９０号
福井県鯖江市杉本町第34号35番地
債務者　西川　京子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
福井県坂井市春江町江留中第27号１番地29
債務者　川島のぶこ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
福井県鯖江市水落町１丁目４番14号
債務者　山本美枝子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
福井市三郎丸町第21号26番地
債務者　豊岡　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係